

川崎市立井田病院改築整備事業に係る条例環境影響評価審査書の公告について（お知らせ）

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市病院局
川崎市病院事業管理者 秋月哲史
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
川崎市立井田病院改築整備事業
川崎市中原区井田2丁目27番1号
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成20年10月29日（水）
- 4 問合せ先
川崎市病院局
電話 044-210-2175

（環境局環境評価室 担当）

電話 044-200-2156

川崎市立井田病院改築整備事業 に係る条例環境影響評価審査書

平成20年10月

川崎市

はじめに

川崎市立井田病院改築整備事業（以下「指定開発行為」という。）は、川崎市病院局（以下「指定開発行為者」という。）が、中原区井田2丁目27番1号の病院敷地約4.0haの区域において、老朽化した現況の病院施設を地下1階地上7階建てに改築するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成20年7月25日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したところ、市民等から意見書の提出はなかった。

本審査書は、これらの結果を踏まえ、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：川崎市病院局

代表者：川崎市病院事業管理者 秋月 哲史

住 所：川崎市川崎区宮本町1番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：川崎市立井田病院改築整備事業

種 類：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の1の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市中原区井田2丁目27番1号

区域面積：約40,010㎡

用途地域：第一種中高層住居専用地域

(4) 計画の概要

ア 目的

病院施設の建設

イ 土地利用計画

土地利用区分		面積(m ²)	割合(%)		備考
計画建物	病院棟	約 7,300	18.2	25.2	
	立体駐車場棟	約 2,600	6.5		
	附属建物	約 200	0.5		院内保育施設
既存建物		約 1,510	3.8		ケアセンター
駐輪場		約 460	1.1		
公園(緑地)		約 4,430	11.1		
擁壁		約 1,000	2.5		
歩行者用通路		約 800	2.0		
広場		約 3,200	8.0		
既存緑地		約 8,400	21.0		
計画緑地		約 1,820	4.5		
車路・駐車場		約 6,870	17.2		スロープ、ロータリー等
道路等		約 320	0.8		井田 24 号線、 道路隣接地
歩道		約 580	1.5		
その他		約 520	1.3		タンク等
合 計		約 40,010	100.0		

ウ 建築計画等

区 分	病院棟	立体駐 車場棟	附属建物 (院内保育 施設)	既存建物 (ケアセ ンター)	合計
建築敷地面積(m ²)	約 34,560				約 34,560
構 造	鉄筋コン クリート造	鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コン クリート造	—
階 数	地下 1 階、 地上 7 階	地上 2 階	地上 2 階	地下 1 階、 地上 2 階	—
計画建築物高さ(m)	約 36	約 9	約 7	約 10	—
建築面積(m ²)	約 6,600	約 2,600	約 200	約 1,470	約 10,870
建ぺい率(%)	—				約 31.5
延べ面積(m ²)	約 32,200	約 3,200	約 300	約 3,190	約 38,890
容積率算定床面積 (m ²)	約 32,200	約 3,200	約 300	約 3,190	約 38,890
容 積 率(%)	—				約 112.5
ベッド数(床)	363	—	—	20	383
緑被率(%)	45.2				

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、病院施設の建設事業であり、工事中における大気質、騒音、振動、交通安全対策等、計画地周辺の住宅等に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について、周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働による大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間 98% 値）が 0.055 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の 2% 除外値）が 0.082 mg/m³ で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04～0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10 mg/m³ 以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1 時間値）の最大値は、二酸化窒素が 0.325 ppm で、中央公害対策審議会答申による短期曝露の指針値（0.1～0.2 ppm）を上回り、浮遊粒子状物質は 0.103 mg/m³ で、環境基準（0.20 mg/m³ 以下）を満足すると予測している。これらに対し、建設機械の集中稼働を避け効率的な稼働に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に著しい支障を及ぼすことはないとしている。

また、工事用車両の走行による長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が 0.050 ppm、浮遊粒子状物質が 0.080 mg/m³ で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、工事用車両が集中しないように工程管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時における施設の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素が 0.054 ppm、浮遊粒子状物質が 0.085 mg/m³ で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、低 NO_x バーナーを用いて、適切な燃焼管理を行うことにより、窒素酸化物の排出抑制に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に著しい支障を及ぼすことはないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、また、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将

来濃度が、短期曝露の指針値を上回ると予測していることから、事業の実施に当たっては、窒素酸化物の排出量を低減するため、考えられる種々の方策を組み合わせるなどの対策を徹底すること。

イ 地形・地質（斜面安定）

造成等の工事に伴う斜面の安全率は、常時が 1.622、地震時が 1.211 で、「宅地造成に関する工事の技術指針」の安全率（常時：1.5 以上、地震時：1.2 以上）を満足すると予測している。さらに、切土に際しては、表層侵食及び表層崩壊に十分注意し、特に雨季の安全対策に留意して、状況に応じて切土面にシート等による表面对策や法面保護策、排水対策を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしているが、造成工事においては、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

ウ 植 物

本事業の実施による植物種及び植物群落への影響は、注目される種であるエビネは、本事業の改変による生育地・生育基盤の縮小・消失はなく、生育環境の変化はないと予測し、植物群落は、計画地の既存緑地の改変により、計画地全体の 6.2%が改変、消滅するが、計画地及びその周辺にも同一の植物群落、構成種が分布しており、植物群落の生育環境には著しい影響を与えないとしているが、新たな植栽に当たっては、極力、残存する植物群落の構成種に整合するよう配慮すること。

エ 動 物

本事業の実施による動物相及び生息環境への影響は、注目される種（イタチ、オオタカ、ツミ、キビタキ、カワラヒワ、アオジ、ハマオモトヨトウ、カネコトタテグモ、キシノウエトタテグモ、キノボリトタテグモ）のうち、計画地を生息地としている種については、緑地等の改変により、生息地の一部縮小・消失するが、計画地及び周辺にも同様の環境が存在するため、著しい影響はないとしているが、残存する周辺の動物の生息環境に整合する生息地の回復を検討すること。

オ 生態系

斜面地の樹林地の生態系、市街地の生態系は、工事の実施に伴い、生息・生育環境の一部が縮小・消失の可能性があるが、計画地及びそ

の周辺には同質の環境が広く存在しているため、生息・生育環境への著しい変化は生じないとしているが、残存する生息環境、生育環境に整合するよう回復を検討すること。

カ 緑（緑の質、緑の量）

（ア）緑の質

本事業における主要な植栽予定樹種は、計画地の環境特性に適合し、また、植栽基盤の整備に必要な土壌量は、約 309.8 m³と予測している。これに対し、植栽基盤の整備に当たっては、必要量を上回る良質な客土を使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、回復した緑は、活力度の高い充実したものとなり、緑の適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮すること。

（イ）緑の量

本事業における緑被率は 45.2%で、地域別環境保全水準（29.8%）を満足し、また、「川崎市緑化指針」の標準植栽本数を上回ると予測している。さらに、既存の樹木を可能な限り保存し、高木・中木・低木及び地被類を適切に組み合わせた植栽を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地の緑の現状を活かし、かつ、適切な回復育成が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、新たに植栽する樹木等については適正な管理・育成に努めること。

キ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

（ア）騒音

建設機械の稼働による騒音レベルの最大値は 77.3 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設機械の集中稼働を避けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行による等価騒音レベルは、ピーク日において 65.9～67.1 デシベルで、環境基準（60 デシベル以下）を超過するが、これらの地点は現況において既に環境基準を超えており、工事用車両の走行による増加分は 2.0 デシベル以下と予測している。これに対し、工事用車両が集中しないように工程管理や配車計画を

行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に著しい影響を及ぼすことはないとしている。

一方、供用時における施設の稼働に伴う騒音レベルの最大値は25.1 デシベルで、環境保全目標（夜間：40 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型機器の使用に努めることや設備機器の適切な維持管理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境基準を超えている状況にあることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を更に徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振 動

建設機械の稼働による振動レベルの最大値は71.5 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、建設機械の集中稼働を避けるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行による振動レベルは、ピーク時において43.6～53.1 デシベルで、環境保全目標（65 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両が集中しないように工程管理や配車計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

ク 廃棄物等（一般廃棄物、産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 一般廃棄物

供用時に発生する一般廃棄物は、1年で可燃ごみ約128トン、食品残渣約76トン、段ボール約23トンで、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、また、缶・ペットボトル、粗大ごみ、特定家庭用機器については、関係法令に基づき、それぞれ専門の業者に委託し、再資源化を含め適正に処理されると予測している。さらに、

情報システムの導入によるペーパーレス化により、排出量の抑制を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、具体的な再資源化の方法については、その実施内容を市に報告すること。

(イ) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、解体工事でコンクリート塊約 28,310 トン、鉄材約 1,230 トン、建設混合廃棄物約 900 トン、建設工事でコンクリート塊約 440 トン、建設混合廃棄物約 960 トンと予測している。これらについては、可能な限り再資源化を図り、それが困難なものについては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を受けた業者に委託し、適正に処理・処分するとしている。また、解体工事に際してアスベストが確認された場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を受けた業者に委託し、適正に処理・処分するとしている。これらに対し、コンクリート塊、鉄材等の再資源化を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

一方、供用時に発生する産業廃棄物は、1年で廃プラスチック約 15 トン、現像・定着廃液約 9 トン等と予測し、これらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を受けた業者に委託し、現像・定着廃液等の再資源化など適正に処理・処分するとしている。また、感染性廃棄物は1年で約 170 トンと予測し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業者に委託処理して、適正に処理・処分するとしている。

この評価は概ね妥当であるが、具体的な再資源化の方法については、その実施内容を適宜市に報告すること。

(ウ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約 61,720 m³ と予測し、指定処分地で埋立に使用するとしている。さらに、可能な限り計画地で再利用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしているが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を適宜市に報告すること。

ケ 景 観

本事業に伴い、現況より約5m高い計画建物が出現するが、計画地及びその周辺の景観資源である井田山、井田平台特別緑地保全地区については改変がないことから、地域景観に著しい変化は生じないと予測している。また、代表的な眺望地点における眺望の変化については、計画構造物が周辺より突出していないことから、周辺と調和した市街地景観になるものと予測している。さらに、建物の周囲を中心に可能な限り緑地を確保し、緑の景観形成を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺環境と調和が保たれるとしているが、建物の形状、外壁の色彩等については、市関係部署と十分協議すること。

コ 日照阻害

本事業の計画建物の日影の影響については、冬至日の地盤面において、3時間以上の日影の影響を受ける建物はないと予測し、建物計画に当たって、周辺住宅との離隔を確保するなどの環境保全のための措置を講じていることから、周辺地域の住環境に著しい影響を与えることはないとしているが、日影の影響を受ける建物については、その影響の程度について説明すること。

サ テレビ受信障害

本事業の実施によるテレビ受信障害に対しては、障害の実態調査を行い、その内容に応じて、共同受信施設の設置や受信アンテナの改善などの環境保全のための措置を講ずることから、良好な受像画質が維持され、現状を悪化させることはないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。

シ 風 害

本事業の実施による風環境については、現況と比較して、一部でランク1「住宅地の商店街」からランク2「住宅街」へ変化するが、全ての範囲がランク2に収まると予測し、さらに、計画緑地の樹木について、防風効果が落ちないように適切な維持管理に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、計画地及び周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、条例準備書に記載した環境保全のための措置については、確実に実施すること。

ス 人と自然とのふれあい活動の場

本事業は、井田山、井田平台特別緑地保全地区及び井田平台公園の改変は行わず、これらの人と自然とのふれあい活動の場に至る既存動線の変化もないと予測している。また、計画建物の整備と併せて井田山特別緑地保全地区へと続く広場や歩行者用通路を整備する計画であり、広場や歩行者用通路の整備により、アクセス性や利便性が向上すると予測している。さらに、広場や歩行者用通路を適切に維持管理するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、条例準備書に記載した環境保全のための措置については、確実に実施すること。

セ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、工事用車両の走行に伴うピーク時間における交通混雑度は0.292～0.350で、円滑な交通処理が可能とされる交通混雑度1.0を下回り、交差点飽和度は0.168～0.639で、交通量の処理が可能とされる交差点飽和度0.9を下回ると予測している。また、無信号交差点における方向別交通容量と実交通量の差は「遅れなし」又は「非常に小」で、影響は小さいと予測している。

交通安全については、工事用車両ルートの一部に指定通学路を横断、並行する箇所があり、無信号交差点や歩車道の分離がない部分があることから、歩行者の交通安全に影響を及ぼすと予測している。

これらに対し、工事用車両が集中しないよう、工程管理や配車計画を行うとともに、必要に応じて工事用車両の出入口に交通整理員を配置して、安全確保及び交通事故の防止に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部に指定通学路や歩車道分離がされていない部分があることなどから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

ソ 安全

本事業では、化学物質等を保管・使用することから、既存の対策を

継続し、化学物質等を適切に管理することで、漏洩の防止、災害への対策を講ずることにより、事故の防止及び安全の確保が図られると予測している。さらに、各物質の取扱いにおける有害性・危険性や緊急時の対応等について、職員等に適宜訓練を行い、周知徹底を図るなどの環境保全のための措置を講ずることから、人の健康の保護及び生態系の適切な保全の観点からみて必要な事故防止、安全管理が図られるとしている。

この評価は概ね妥当であるが、条例準備書に記載した環境保全のための措置については、確実に実施すること。

タ その他

本事業の実施に当たっては、土壌汚染に関し、土壌汚染対策法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、関係部署と協議の上、適正な措置を講ずること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「電磁波・電磁界」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成20年	7月25日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
	8月1日	条例準備書公告、縦覧開始
	9月16日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出なし
	10月29日	条例審査書公告、指定開発行為者あて送付